

青森県報

第三千八百一十一号

平成二十六年
二月二十六日
(水曜日)

目 次

告 示

| | | |
|--|-----------|---|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (同) | 一 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 | (同) | 二 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (同) | 二 |
| 救急病院及び救急診療所の廃止 | (医療薬務課) | 二 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定 | (高齢福祉保険課) | 二 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 三 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退 | (障害福祉課) | 三 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 | (会計管理課) | 三 |
| 証紙売りさばき人の指定 | (同) | 三 |
| 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表 | (障害福祉課) | 四 |
| 建設業者の許可の取消し | (上北地域民局) | 四 |
| 公安委員会 | (保安課) | 四 |
| 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 | (同) | 五 |

告 示

青森県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
|---------------------------|--|--------------------------|
| 下川歯科 みかわ神経科内科 ひなた薬局 | 八戸市大字十六日町二三 八戸市沼館一丁目六の二八 五所川原市字錦町一の二二二 | 平成二五・一・三〇 二五・二・三 " |

青森県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
|---|--|---|
| 下川歯科 みかわ神経科内科 ひなた薬局 ひろた調剤薬局 あおいもり薬局 | 八戸市大字十六日町二三 八戸市沼館一丁目六の二八 五所川原市字錦町一の九一 五所川原市みどり町四丁目二二七の二 上北郡おいらせ町住吉四丁目五の二二二 | 平成二五・一・三〇 二六・一・一 " 二六・二・一 " |

青い森こどもアレ
ルギークリニック
九 上北郡おいらせ町住吉四丁目五の二二
"

青森県告示第九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---------------------------|--|---------------------------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
| 下川歯科 みかわ神経科内科 ひなた薬局 | 八戸市大字十六日町三三 八戸市沼館一丁目六の一八 五所川原市字錦町一の二二二 | 平成二五・二・三〇 二五・三・三三 " |

青森県告示第九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------------|-----------------------------|--------------------|
| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
| 下川歯科 みかわ神経科内科 | 八戸市大字十六日町三三 八戸市沼館一丁目六の一八 | 平成二五・三・一 二六・一・一 |

| | | |
|---|---|----------------------|
| ひなた薬局 ひろた調剤薬局 あおいもり薬局 青い森こどもアレ ルギークリニック | 五所川原市字錦町一の九一 五所川原市みどり町四丁目一二七の二一 上北郡おいらせ町住吉四丁目五の二二一 上北郡おいらせ町住吉四丁目五の二二 | " 三・三・一 " " |
|---|---|----------------------|

青森県告示第九十七号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 名称 | 所在地 |
| 種市外科 つがる西北五広域連合つがる成人病センター | 八戸市小中野一丁目三の二二 つがる市木造末広四三の三 |

青森県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|--------|----------------|-----------|--------------|-------|
| 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | 指定年月日 |
| | | | | |

青森県告示第九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-----------------|--------------------|------|----------------------|--------------------|--------------|
| 特定非営利活動法人ラ・シャリテ | 青森市第二問屋一町三丁目三の三 | 訪問介護 | 訪問介護ステーション | むつ市金曲二丁目六の六 D | 平成 二六・三・一 |
| 合同会社大室介護支援事務所 | 下北郡風間浦村大字易国間字易字一の二 | 訪問介護 | 合同会社大室介護支援事務所訪問介護事業所 | 下北郡風間浦村大字易国間字易字一の二 | " |

| | | | | | | |
|-----------------|--------------------|--------------------|---------|----------------------|--------------------|--------------|
| 指定介護予防サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防の種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 特定非営利活動法人ラ・シャリテ | 青森市第二問屋一町三丁目三の三 | 青森市第二問屋一町三丁目三の三 | 訪問介護 | 訪問介護ステーション | むつ市金曲二丁目六の六 D | 平成 二六・三・一 |
| 合同会社大室介護支援事務所 | 下北郡風間浦村大字易国間字易字一の二 | 下北郡風間浦村大字易国間字易字一の二 | 訪問介護 | 合同会社大室介護支援事務所訪問介護事業所 | 下北郡風間浦村大字易国間字易字一の二 | " |

青森県告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県告示第百一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年二月二日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-------------|------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | 指定辞退年月日 |
| ハッピー調剤薬局田向店 | 八戸市大字田向字毘沙門平三三の一 | 平成二六・二・三 |
| 竹内調剤薬局 | 十和田市西十二番町一の一六 | 二六・二・六 |

売りさばき人の住所及び氏名
上北郡東北町字上笹橋三の一
岡山 福松

青森県告示第百二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
上北郡東北町字上笹橋三の一
岡山 粕蔵
- 二 指定年月日
平成二十六年二月十九日
- 三 売りさばき場所
上北郡東北町字上笹橋三の一

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------------------------|--|----------------------|---------------------|
| 適合証交付に係る公共的施設の名称 ケーズデンキ青森西店 | 所在地 青森市大字新田字忍三六の一、三九の一、三九の四、四一の一、四二の五、四二の六、四二の三、青森市大字石江字高間五〇の一、五〇の三、五 | 種類 物品販売業 を営む店舗 | 交付年月日 平成 六 二 一 六 |
|--------------------------------|--|----------------------|---------------------|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三共設備工業
- 二 代表者の氏名 蝦名 壽昭
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字軍事屋敷五七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一四二七三号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十六年二月二十六日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習会の日時及び場所

| 開 催 日 時 | 年 月 日 | 受 付 時 間 | 講 習 時 間 | 講 習 場 所 |
|----------------|-----------------------------|------------------|------------------------------------|---------|
| 平成二十六年 六月一日 | 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで | 午前九時から午 後四時まで | 青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ | |
| 七月十七日 | " | " | 弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署 | |
| 八月二十二日 | " | " | 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署 | |

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十六年二月二十六日

青森県公安委員会委員長 今井高志

一 講習会の日時及び場所

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 年月日 | 受付時間 | 講習時間 | 講習場所 |
| 開 | 催 | 日 | 時 |

| | | | |
|-----------------|-----------------------------|------------------|------------------------------------|
| 平成二十六年 四月十七日 | 午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで | 午後一時から午 後四時まで | 北津軽郡板柳町大字灰沼字 玉川一五の五〇 板柳警察署 |
| 四月二十四日 | " | " | 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署 |
| 五月十三日 | " | " | 三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署 |
| 五月二十一日 | " | " | 弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署 |
| 五月二十七日 | " | " | 三戸郡三戸町大字川守田字 関根四のー ジョイワーク三戸 |
| 六月十二日 | " | " | むつ市中央二丁目三のー〇 むつ市立図書館 |
| 六月二十四日 | " | " | 黒石市北美町二丁目四七の ー 黒石警察署 |
| 七月十三日 | " | " | 青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ |
| 七月三十日 | " | " | 五所川原市字栄町六のー 五所川原警察署 |
| 八月二十一日 | " | " | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署 |
| 九月四日 | " | " | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二七 鰺ヶ沢警察署 |
| 九月十二日 | " | " | 三戸郡五戸町字下毛沢向一 三の六 五戸警察署 |
| 九月二十八日 | " | " | 八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センタ |

| | | | | | | |
|-------|------------------------|------------------------------------|--------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 三月十日 | 二月十八日 | 平成二十七年 一月二十一日 | 十二月十八日 | 十一月十六日 | 十月二十五日 | 十月九日 |
| " | " | " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " | " | " |
| 黒石警察署 | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署 | 青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ | 野辺地警察署 | 弘前市大字末広四丁目一〇 の 弘前市総合学習センター | 三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸 | 上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署 |

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三十六ミリメートル・横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭